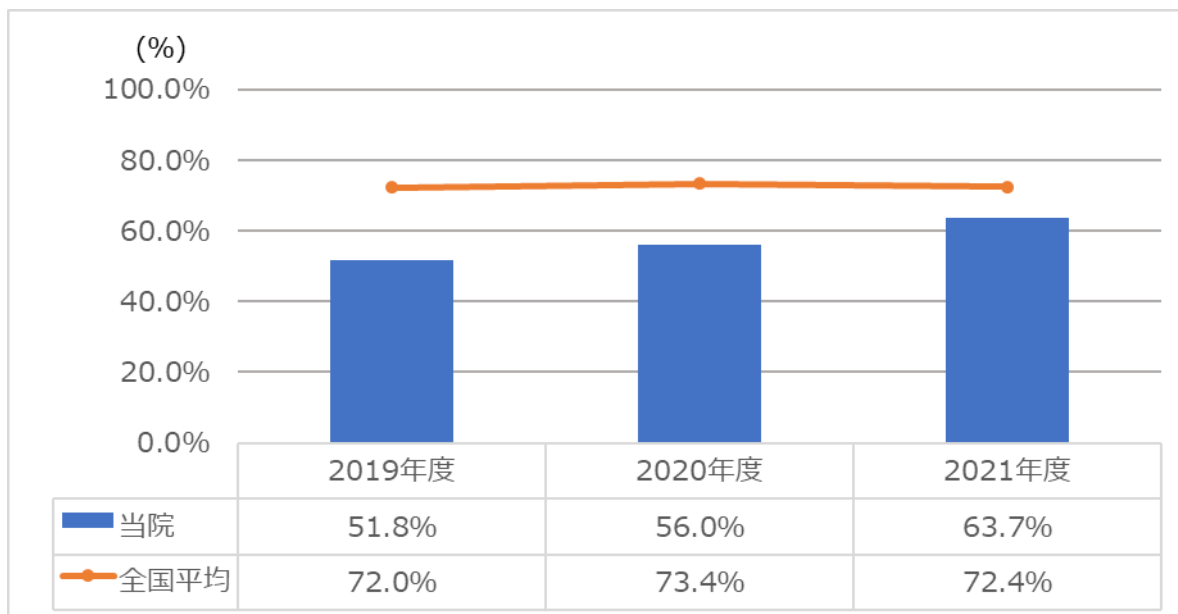


指標 20 服薬指導 b. 安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導実施率



<定義>

分子	:	分母のうち薬剤管理指導料が算定された症例数
分母	:	特に安全管理が必要な医薬品として、厚生労働省が定める医薬品のいずれかが投薬又は注射されている症例数
期間	:	2019年度～2021年度（1年毎に集計）
対象	:	上記期間の退院患者
値の解釈	:	高い方が望ましい

<解説>

薬剤管理指導とは、薬剤師が入院中の患者さんやご家族に対して、直接服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行うことです。適切な薬剤管理指導により、①入院患者さんに対する最適な薬物療法の実施による有効性・安全性の向上、②疾病の治癒・改善、精神的安定を含めた患者さんの生活の質の向上、③医薬品の適正使用推進による治療効果向上と副作用防止による患者利益への貢献等の効果が期待されます。

※ 本データは厚生労働省提出用のDPCデータを基に作成されています。また、全国平均の値については、当院が参加している「医療の質と経済性に関する実態調査【京都大学大学院 QIP 事業】」における「医療の質の指標」の計測結果（事業に参加する全国の病院の平均値）を用いています。

【参考 URL】

<http://www.kch.kagoshima.jp/about/qip.html>（当院の QIP 参加について）

<http://med-econ.umin.ac.jp/QIP/acts.html>（QIP における計測結果）